

第15回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和6年9月20日(金)午後1時59分
閉 会 令和6年9月20日(金)午後2時25分
場 所 市役所おもや2階A201会議室

- 2 会議録署名委員
14番 高木一郎 委員 15番 澤井正 委員
11番 市川耕作 委員(会長)

- 3 出席委員
1番 糟谷嘉孝 委員 2番 千金楽千詠 委員
3番 住崎岩衛 委員 4番 菊池伸明 委員
6番 平田佳子 委員
7番 小牧直子 委員 8番 土屋真理子 委員
9番 堀江昭夫 委員 10番 高橋規実代 委員
11番 市川耕作 委員 12番 戸井田昭次 委員
13番 吉野英治 委員 14番 高木一郎 委員
15番 澤井正 委員 16番 朝倉直樹 委員
17番 石坂成雄 委員
19番 榎本重雄 委員 20番 松村昌治 委員

- 4 欠席委員
5番 市川光 委員 18番 大室正行 委員

- 5 議 長
11番 市川耕作 委員(会長)

- 6 事務局(説明員)
時田浩一局長 加藤泰幸主査 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について (農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 その他
 - (1) 東京都指導農業士の推薦について ……資料No. 1
 - (2) 農地パトロールについて ……資料No. 2
 - (3) 9月度活動報告について ……資料No. 3
 - (4) 次回の総会開催日
日 時 令和6年10月21日(月) 午後2時から
場 所 市役所おもや2階A201会議室
 - (5) その他

午後1時59分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、若干定刻より前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、第15回府中市農業委員会総会を開会したいと思います。

暑い日が続いていますが、お彼岸にも入り来週からは少し過ごしやすくなるかと思われま

す。本日は、5番、市川光委員さん、18番、大室委員さんより欠席の連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思います。よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は14番、高木委員さん、15番、澤井委員さんをお願いいたします。

それでは、早速、第1号議題から入りたいと思います。「報告、農地の転用届出について」を議題とします。申請件数は1件です。本件は〇〇委員さんが関係人となりますので、審議の間、席をはずしていただきたいと思

います。（〇〇委員 退席）

それでは、事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は、宮町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、府中町〇の〇〇の〇、523平方メートル。届出書が到達した日は令和6年8月30日、転用の目的は共同住宅となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、堀江委員さん如何ですか。

○委員（堀江委員） 先週、現場を見に行きまして、更地になっていました。問題ないと思

います。○議長（市川委員） 他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご異議がないようなので、第1項の報告は了承することにいたします。

〇〇委員さんがお戻りになるまで少しお待ちください。

(〇〇委員 着席)

〇議長(市川委員) 〇〇委員さん、第1項は了承することになりましたので、お伝えします。

それでは、次に「第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は3件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は立川市羽衣町〇の〇の〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は是政〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は矢崎町〇の〇の〇〇、〇〇の合計2筆、畑、854平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和6年8月30日、転用の目的は建売住宅7棟となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、譲受人は新宿区西新宿〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇階、〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は是政〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は緑町〇の〇〇の〇、〇〇の合計2筆、1,047平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和6年8月30日、転用の目的は建売住宅10棟となっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。

第3項、譲受人は緑町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は緑町〇の〇〇の〇〇、9.23平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和6年9月3日、転用の目的は敷地拡張となっています。

8ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項から第3項の現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

〇事務局(榎澤事務職員) はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項から第3項の現地確認の確認は吉野委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

〇議長(市川委員) はい、第1項から第3項、吉野委員さん如何ですか。

〇委員(吉野委員) 9月13日に現地確認に行っていました。いずれも雑草が生えていましたが、転用には問題ないと思われそうです。

〇議長(市川委員) 他に、ご意見等ございますか。(異議なしの声)

ご異議がないようなので、第1項から第3項の報告を了承することにいたします。

次に、「第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、押立町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は押立町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、田、740平方メートル。

10ページから12ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、13ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（市川委員） はい、第1項、高木委員さん如何ですか。

○委員（高木委員） はい、9月12日に行きました。ご本人がいらっしゃって夏野菜の残菜を片付けながら話ことができました。これから秋野菜の準備をするとのことで、問題ありません。

○議長（市川委員） 他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご異議がないようですので、第1項は証明することにいたします。

次に、「第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。」を議題とします。証明申請の件数は9件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和3年8月31日から令和6年8月13日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇〇、〇の合計2筆、畑、1、139平方メートル。

第2項、次の者が令和3年10月12日から令和6年8月20日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇他5筆の合計10筆、畑、1、449.90平方メートル。

第3項、次の者が令和3年9月9日から令和6年8月22日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇から〇〇の合計10筆、田、3,576平方メートル。

15ページに移りまして、第4項、次の者が令和3年9月6日から令和6年9月2日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、若松町〇の〇〇の〇他1筆、〇〇の〇他2筆、〇〇の〇の合計6筆、畑、3,436平方メートル。

第5項、次の者が令和3年9月6日から令和6年9月3日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は紅葉丘〇の〇〇の〇の一部、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇、白糸台〇の〇の〇、〇、〇の一部、〇の〇の一部、〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇の合計29筆、畑、10,894.14平方メートル。

16ページに移りまして、第6項、次の者が令和3年9月6日から令和6年9月2日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は多磨町〇の〇〇の〇の一部、畑、1,416平方メートル。

第7項、次の者が令和3年9月3日から令和6年9月4日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、天神町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は天神町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇他2筆、幸町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇、府中町〇の〇〇の〇、〇の合計18筆、畑、5,789.20平方メートル。なお、今回の申請は、母親からの相続分で、天神町は全体の15パーセント、幸町は全体の35パーセントの面積案分となっています。府中町は100パーセントです。

17ページに移りまして、第8項、次の者が令和3年9月15日から令和6年9月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、日新町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、西原町〇の〇の〇、西府町〇の〇の〇〇、〇の〇、〇〇の合計8筆、田と畑を合わせて3,379平方メートル。

第9項、次の者が令和3年8月24日から令和6年9月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、朝日町〇の〇〇の〇、畑、500平方メートル。

18、19ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、小松菜等を生産しています。

20ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は榎本委員さんをお願いしています。

21、22ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

23ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

24、25ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、ネギ他野菜を生産しています。

26ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

27、28ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

29ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

30、31ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜等を生産しています。

32、33ページの案内図は当該地を示しております。

34、35ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、大根、里芋等を生産しています。

36ページの案内図は当該地を示しております。

以上の第5項第6項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

37、38ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜、栗を生産しています。

39から41ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

42、43ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜を生産しています。

44から46ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川光委員さんをお願いしています。

47、48ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

49ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は榎本委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は大室委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日都合

により欠席となり、その連絡の際に、現地を9月12日に確認に行き、収穫後の秋に向けて準備をしている畑も含め、よく管理されており、問題ないとの連絡をいただいています。

第5項、第6項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

第7項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

第8項の現地の確認は市川光委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日都合により欠席となり、その連絡の際に、現地に9月13日に行き、44ページの田んぼの1枚は〇小が稲を育てていて、あぜ道の雑草もきちんと刈られ、きれいに管理されていました。45、46ページの3箇所の畑もきれいに管理されており、問題ないとの連絡をいただいています。

第9項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） 第1項、榎本委員さん如何ですか。

○委員（榎本委員） 先日現地の確認にいきました。夏野菜のナス等が植えられていて問題ないと思います。

○議長（市川委員） 第2項は私です。15日に現地に行きました。左側の畑の下の方はハウスが3棟建っていて、上の方はナスなど夏野菜の残りが右側の畑は半分ほどにネギが植えられていました。ここを耕作している方は高齢で一人でやられているので、畑で会った時には暑いから気を付けるように声をかけています。問題はありません。第3項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） 9月10日に現地確認に行っていました。4分の1ぐらいに枝豆と大根のマルチが敷いてありました。そのほかよく耕されていました。奥のほうに一部果樹が植えられていました。特に問題はありません。

○議長（市川委員） 第4項は先ほど事務局から報告があったとおりです。

第5項、第6項戸井田委員さん如何ですか。

○委員（戸井田委員） 第5項ですが、案内図32ページはハウスでトマトを、露地ではサトイモ等が栽培されていました。33ページの上の方はサトイモ、ネギ等が栽培され、京王線を挟んだ南側は竹林で、南側の大きい場所は果樹、ブドウ、などが栽培されていました。第6項、36ページですが、畑の北側に一部ネギが植えてありましたが、それ以外は何も植えてありませんでしたが、きれいに管理されていました。いずれも問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第7項、菊池委員さん如何ですか。

○委員（菊池委員） はい、案内図39ページから41ページになりますが、〇〇さんはよく耕作され、どの農地もきれいに管理しています。41ページの農地はサツマイモを栽培し、幼稚園などが収穫体験に来ています。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第8項は先ほど事務局から報告があったとおりです。

第9項、糟谷委員さん如何ですか。

○委員（糟谷委員） はい、12日に現地に行きました。農地の半分はパイプハウス

が3棟あり、収穫後の後片付け始まる段階でした。残りにはピーマン、ナスがそろそろ終わりの段階で、おおむね良好と判断しました。

○議長（市川委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご異議がないようですので、第1項から第9項は証明することにいたします。

次に、7「その他」に入ります。

はじめに、(1)資料ナンバー1「東京都指導農業士の推薦について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（加藤主査） はい、(1)「東京都指導農業士の推薦について」ですが、資料ナンバー1をご覧ください。初めに指導農業士の制度ですが、東京都が新規就農を目指す方の実施研修の受入れ先となる方を指導農業士として認定するもので、農業委員会の推薦を経て認定するものでございます。

今回、資料の1枚目〇〇〇さん、2枚目〇〇〇さんのお二人が指導農業士の認定を受けたいとのことから、農業委員会として推薦しますので、ご承知いただきたいと思っております。以上です。

○議長（市川委員） はい、お二人の指導農業士の認定申請にあたっての推薦となります。質問等ありますか。（…）

よろしいですか。それでは、お二人を指導農業士として推薦いたします。

続きまして、資料ナンバー2の「農地パトロールについて」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（原口事務職員） はい、本日資料をお配りしていますが、このパトロールは毎年実施してまいりまして本年も2枚目の農地パトロール要領に沿って調査を進めていただきたいと思います。

今年の調査箇所25箇所でございます。グループ分けについてはご住所やご経験を考慮して決めさせていただきました。グループによっては調査個所の多い少ないが出ていますが、ご了承くださいようお願いします。

グループ内で調整のうえ調査が終了し、一番右の農業委員会調査結果欄の記入が終わりましたら、グループで1部を10月31日、木曜日までに事務局まで提出ください。10月21日開催の農業委員会総会にお持ちいただいても結構です。

調査にあたり委員さん同士が連絡を取ることもありますので、携帯番号が入った名簿をお配りしていますが、個人情報になりますので管理には十分お気を付けください。地図については、調査結果と一緒にお戻し頂いても構いません。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、説明が終わりました。質問等ございますか。

このパトロールは資産税課からの依頼で、毎年、資産税課職員がそれぞれ現地を確認し、農地としてどうなのかというところの再調査を依頼してくるもので、来年以降の課税の資料になるとも聞いているので、よろしく申し上げます。

また、グループの方全員で回っても良いし、それぞれ分担しても良いしグループで調整してください。

○議長（市川委員） 続きまして、資料ナンバー3の「9月度活動報告について」ですが、何かございますか。（…）

次に10月の総会ですが、10月は21日、月曜日、午後2時から今回と同じ、2階の会議室となりますのでご出席をお願いします。

その他ですが、委員さんからありますか。（…）

なければ、事務局から何かありますか。（ありませんの声）

○議長（市川委員） はい、特になければ、本日の議題は全て終了となりますので、「第15回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午後2時25分閉会